

**さいたま市自治基本条例検討委員会
第2回会議 議会・行政部会検討の記録**

日時	平成 22 年 9 月 27 日(月) 18:45~21:10
場所	浦和コミュニティセンター第11 集会室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 8 名 歌川 光一／遠藤 佳菜恵／中田 了介／湯浅 慶／渡邊 初江／染谷 義一／福島 康仁 ／三宅 雄彦（欠席者:高橋 直郁／東 一邦） 〔事務局:さいたま市〕 計 4 名 企画調整課主幹 松本 孝／企画調整課総合振興計画係主査 松尾 真介 ／総合振興計画係主査 島倉晋弥／企画調整課企画係主任 清水慶久 〔地域総合計画研究所〕 計 1 名 細田祥子 〔傍聴者〕 0 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	(1) 自治基本条例について（各テーマの検討） (2) 市民部会との情報交換 [公開]
配付資料	次第 参考資料 1 市民から寄せられた意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

【染谷部会長から】

- ・ 本日の市民部会で行っている市民団体との意見交換会には、堀越（オブザーバー）さんに参加いただいている。
- ・ 本日の部会では、各委員で分担して作成した検討シート（たたき台）をもとに、今後の各団体等との意見交換や中間報告作成に向けて各テーマについて検討していく。
- ・ 「まずは自分の言葉で書いてみましょう」ということで、議論を具体的に進めるための「たたき台」を提出いただいた。検討のたたき台として意見を交換していきたいと思う。

1. 検討シート(たたき台)の発表・検討 <共通テーマ>

(1)自治基本条例の目的

《たたき台》

【条例案骨子】

(目的)

- ・ 市民が主体的に自治に責任を持って取り組み、多様な人々と協働し解決を図ることを明示する。
- ・ 議会、市長等執行機関の役割を示す。
- ・ 市政運営の基本的な事柄を定める。
- ・ もって、さいたま市の自治の確立を図ることを目的とする。

【考え方・解説】

- ・平成12年4月の「地方分権一括法」以来、自治体は国と対等な地方政府として、自律的な行政システムが求められている。
- ・社会環境は大きく変化し、少子高齢化、生産年齢層の減少と被生産年齢層（*）の増大、コミュニティで起こっている事への無関心層の増加等をどう乗り越えるか、課題山積である。
（*）「被生産年齢層」という用語は、人口論の諸文献で用いられているわけではない。
- ・一方、NPO、公益法人が積極的な公益活動を展開し、市民相互の助け合い、協働が進展しており、地域社会の身近な問題は市民自らの活動で解決を図ろうという機運が高まっている。
- ・こうした中で、新しい自治は市民の主体性・責任をもって取り組むことが求められており、市民協力では解決できないもののみを自治体に対応するという考え方が出てきており、上述した社会環境の変化に基づく、それぞれ置かれた地域の実情に合わせた解決の仕組みの構築が求められる。自治体による一律の支援では、社会環境に適応出来なくなった。
- ・さいたま市の自治基本条例は、「市民自治」「創意工夫を発揮できる、地域主権、地方分権に基づくさいたま市の強化」「それらを実行するシステムの確立」の宣言である。

【中田・湯浅委員からの発表】

- ・他自治体の自治基本条例の目的規定を見ると、市民自治、団体自治、及びそれらの進め方、といった内容に集約され、淡白な文章になりがちだと気づく。
- ・市民自治の根幹は、「地域社会の身近な問題は市民自らで解決する」ことだと整理し、「考え方・解説」に記した。
- ・また、条例の目的を整理してみて、この条例が市の最高規範である必要性を再認識した。

【意見】

- ・静岡市自治基本条例の目的に「市民自らの意識改革」という言葉がある。ぜひ参考にしたい。
- ・自治基本条例の背景を考えるにあたり「新しい公共」というキーワードも重要だ。地方と国の対等な関係、協力関係についても触れたい。地方自治体の政策づくりの裁量が増大したというポジティブな面がある。

(2)さいたま市のめざすまちの姿

《たたき台》

【条例案骨子】

(違いを違いとして尊重し合うまち)

- ・経済的・社会的ステータス、国籍、性別、年齢、精神的弱者、身体的弱者

(市民参加・共生で生きがいの持てるまち)

(自然環境の保全が行き届いているまち)

(議会・行政（それらからの情報を含み）が身近に感じられるまち)

【中田・湯浅委員からの発表】

- ・さまざまな切り口が考えられるが、案として4つの柱にまとめた。

【意見】

- ・歴史や文化について、法的に意味のない前文ではなく、本文に規定することも視野に入れて検討してはどうか。

(3)自治の基本理念

《たたき台》

【条例案骨子】

(市民自治の原則)

- ・ 地域の身近な課題を市民自らの主体性と責任で取り組み解決を図る。
- ・ 多様な地域の人的資源、事業者との協働を図る。

(団体自治の原則)

- ・ 「地方分権」「地域主権」の全面的実現にさいたま市は邁進し、市民の意思を尊重した市政運営を図り、かつ多様な人材・事業者、機関と連携した市政運営の確立を図る。

【考え方・解説】

- ・ 目的の項に準ずる。運営の組織構築、システムの構築が必須である。

【中田・湯浅委員からの発表】

- ・ 「市民自治の理念」と「団体自治の理念」に整理した。この理念を実現するための組織づくり、システムづくりが重要だと認識した。

(4)自治の担い手

《たたき台》

【条例案骨子】

- ・ 自治基本条例における「市民」とは
- ・ 自治基本条例における「市民自治」とは
- ・ 自治基本条例における「協働」とは

【考え方・解説】

- ・ 誰のための自治基本条例であるか、また誰が街づくりの担い手であるのか、条例においては、「市民」という解釈、定義を明確に解説する必要がある。
- ・ 市民自ら「自治」を強く意識し、市民としての自覚を持って街づくりに参画することによって、市民主体の街づくりが推進されると考える。
- ・ 市民、市民団体、議会、市長、行政がともに協力し合い、さいたま市の未来ある街づくりを行っていく「協働」の意義を解説する必要がある。

【中田・湯浅委員からの発表】

- ・ 「分かりやすい文章」を意識すると、「ですます調」にするか「である調」にするか、という点も検討事項だ。(5)以降は「ですます調」で書いてみた。
- ・ 「市民」は、多くの価値観を共有できる社会をめざし、在住者だけでなく広義に捉える必要があるのではないか。
- ・ また、重要な用語となると考え「市民自治」と「協働」の定義を考えたい。

【意見】

- ・ 「市民」の定義については、慎重な議論が必要だ。
- ・ この条例を理念条例とし、具体的な権利や責務、義務を規定しないならば、「市民」の定義を広げても問題はないと考える。
- ・ ここで、理念条例とは、分かりやすさの点で、文章が短い、条数が少ないなどの特徴があると思われるが、生活との関わりという視点では、逆に分かりにくいと言える。
- ・ 理念条例としておいて、個別条例に委ねる方法もあるだろう。
- ・ 具体的な権利、義務規定の積み上げられた条例が、市民にとって分かりやすい条例と言えるのではないか。
- ・ その場合、「市民」の定義は難しくなる。定義しない方向も検討したい。

(5) 条例の位置付け

《たたき台》

【条例案骨子】

(条例の位置付け)

- ・ 本条例は、憲法、法律、県条例、市条例等と共に歩むものであり、それらを侵すものではありません。
- ・ もし市民がさいたま市の未来ある街づくりが本来の軌道を外れていると感じた時、この条例が正しい軌道を探し、戻してくれる羅針盤となるものです。

(さいたま市の自治の最高規範)

- ・ 最高規範とは、「他の条例の整合性を図ること」「他の条例の運用指針であり」「さいたま市自治基本条例を尊重する義務がある」ということである。

【考え方・解説】

- ・ なぜ自治基本条例が必要なのかという問いに対し、条例の位置付けを明確にすることによってより分かりやすく解説することができると考えます。

【中田・湯浅委員からの発表】

- ・ 憲法や法律、県条例との関係を示し、また、さいたま市の自治の最高規範として位置付けることを考えた。

(6) 国や他の地方自治体との関係・国際関係

《たたき台》

【条例案骨子】

(国とさいたま市の関係)

- ・ さいたま市は国と密接な連携をとりつつ、自主裁量を高め、市民主体の自治強化をさらに推し進め、地域ニーズを確かめ、さいたま市らしさのある街づくりを目指します。

【考え方・解説】

- ・ 平成12年4月「地方分権一括法」が施行され、国主導の一律的施策決定システムに代わり、各自治体は地方政府として、国と対等な関係になり、地域ニーズを把握して、少ない行財政資源ですが、施策を実行できるようになりました。
- ・ 国との対等関係は一方では、責任も重いという現実があります。

【条例案骨子】

(他の地方自治体とさいたま市の関係)

- ・ さいたま市に住み近県、特に東京の職場に通う市民は多くいます。近県に住みさいたま市の職場に通う市民もまた多くいます。さいたま市は、東京、そして近県の自治体との連携を強化し、協力して共に暮らしやすい、働きやすい街づくりを進めていきます。

【考え方・解説】

- ・ 都内の23区を考えると良く分かるのですが、連携し「都」に対応し施策を行う、そのような現実があると思います。首都圏の自治体との協力から生まれるエネルギーは活用できるのではと考えます。

【条例案骨子】

(諸外国とさいたま市の関係)

- ・ さいたま市は外国からの人々、文化を受け入れ、そのエネルギーを未来ある街づくりに生かしていく国際都市になります。
- ・ 海外姉妹都市とも積極的に交流し、環境、教育、経済など都市が抱える諸問題解決の事例を積極的に街づくりに役立てていきます。

【考え方・解説】

- ・ さいたま市には結構な数の外国籍の人がいるでしょうし、市民に含めるか否かこれから議論することですが、連帯すべきと考えます。
- ・ さいたま市は海外姉妹都市を持っていますから、積極的に交流し、環境問題協議等、国際感覚を捨象出来ないと思います。

【中田・湯浅委員からの発表】

- ・ 国との連携をとりつつ自主裁量を高めること、他地方自治体との連携・協力、国際交流についてまとめた。

【検討】

- ・ 「国際交流」から「国際協力」へとキーワードは変化しているので、その側面も追加したい。
- ・ また、他自治体との関係では、自治体間「競争」だけではなく、造語ではあるが「協創」（自治体間のより協力を唱えるもの）というキーワードも出てきている。

(7)条例の運用

《たたき台》

【条例案骨子】

(条例運用のための市長、行政の役割)

- ・ 市長、行政は毎年計画、実行される市のそれぞれの政策が本条例にのっとっているかを注視し、常に適合するかチェックすることが必要です。
- ・ 市長は市民、市民団体、市議会議員、行政職員で構成される自治基本条例運用委員会を設立し、条例運用に関する問題を抽出し、改善を行います。

(条例運用のための議会の役割)

- ・ 議会は市の政策が本条例に逸脱していないか注視し、逸脱している場合は、市政に対し議会でその正当性を追及する必要があります。
- ・ 自治基本条例運用委員会に議会よりメンバーを参加させ、条例運用に関する問題を抽出し、改善を行います。

(条例運用のための市民、市民団体の役割)

- ・ 市民、市民団体は市の政策、議会の対応が本条例から逸脱していないか注視し、逸脱している場合は、行政、議会に働きかけその正当性を追求する必要があります。
- ・ 自治基本条例運用委員会に選出された市民代表をメンバーとして参加させ、条例運用に関する問題を抽出し、改善を行います。

【考え方・解説】

- ・ 自治基本条例がさいたま市の街づくりの規範となる価値ある羅針盤になるには、制定後の運用が大きな課題となります。この条例が有名無実の規範にならないようにするには、条例を生きたものにする努力と仕組みが必要だと考えます。
- ・ この条例を行政、議会、市民の三者が街づくりの規範として遵守し、合議の元、必要な改定を行い、変化する社会情勢に適合していく努力をしなければなりません。そのためにも三者によって構成される自治基本条例運用委員会の設立が必要と考えます。

【中田・湯浅委員からの発表】

- ・ 条例をできた後にしっかり活用するために、市民、議会、行政による運用のための委員会を設置することを提案した。

【意見】

- ・ 理念条例とする場合には、条文と現実とのギャップが大きい点が課題になる。そのような委員会を設置した場合には、条例の普及活動、具体的な制度の提案を行う事例が多い。この場合、自治基本条例全体を俯瞰することが難しいようである。
- ・ 議員、市長が自治基本条例を運用しよう、という意識を持ってもらうことが大切で、その

ための方策を考えるべき。

2. 検討シート(たたき台)の発表・検討 《議会テーマ》

《たたき台》(染谷委員)

(1) 議会の役割・責務

A 「議会とのかかわり」

市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。また、市民の意見を十分に聞いてから意思決定する義務を負う。

【考え方】 市民と議会との距離を縮めたい(白紙委任した訳ではない)

B 「議会の報告義務」

議会は市民に対し、積極的に議会活動を報告する義務を負う。

【考え方】 議員個人だけでなく、議会側が責任をもって市民に対し議会報告する責任を負う。

C 「条例の優位性」

「さいたま市自治基本条例」は市の最高規範である。

【考え方】 議会基本条例に限らず、他の条例との優位性と整合性を考えた。

(2) 議員の役割・責務

A 「議員の役割と責務」

- 1) 議員の誇り
- 2) 議員自らの意識改革
- 3) 市民との約束
- 4) 積極的な意見収集
- 5) 情報提供
- 6) 政策立案能力の強化

(3) 議会運営(議会への市民参加含む)

A 「市民が参加しやすい議会運営」

議会による定例のブリーフィング制度の導入

【考え方】 市民より事前に意見を収集して政策を組み立てるよう制度化する。

B 「議会の解散権」

市長による議会の解散権

【考え方】 議会側から市長不信任決議がされないと、市長は議会を解散させることができない。市長に自らの解散権を持たせ少し権力を強化させる。

《たたき台》(堀越)

■ 与えられた検討テーマ

(1) 議会の役割・責務

(2) 議員の役割・責務

(3) 議会運営(議会への市民参加含む)

しかし、(1)も、(2)も、(3)も「さいたま市議会基本条例」に理念は書いてある。また、「(3)議会運営(議会への市民参加含む)」であるが、議会運営については、本会議や委員会や議会運営委員会の取り決めについて書いてあるので、議会運営への市民参加という言い方は何かそぐわない気がする。

むしろ、議会基本条例を前提とし(例えば、別紙の抜粋部分)、それを活かす方向で、自分たちが選出した議員や、その議員が構成する自治の最高決定機関としての議会の活動について、市民の視点からどうあってほしいか、足りないところはないか、議会基本条例を実効性あるものとするためにはこういう方法があるのではないかと言うことを盛り込んだ方がよいのではないか。議会基本条例に書いてあることを自治基本条例に書くことは意味がないと思う。

市民自治におおいに関わる5つのポイント(①市民の多様かつ広範な意見の把握、②市民の視点を市の意思や政策に適切に反映、③市民の意見の調整、④議論の過程の積極的な公開、議会運

営の透明性、⑤調査研究、市政に対する課題の的確な把握)については、議会基本条例に書いてあり、これまで何か議会との接点を持った経験のある方や、議会に関心を持ち続け具体的に提言したい方のお話しをうかがってからでないとなかなか検討シートは書けないことに気付いた。それほど議会と遠いところで暮らしてきたことが分かった次第である。

ただ私が思いつくことは、介護者支援(支える人を支える)に関してである。このことは今後も重要な課題であると思っているが、昨年さいたま市で「介護疲れ殺人」が2件起こった。議会の中の委員会で検討課題とし、丁寧な調査研究結果に基づき政策化の検討をしてほしいと思っている。そういう場合はどうすればよいのだろうか。知り合いの議員のところに行くのか。いない場合はどうするのか。受け止めてもらえない場合は。そもそも議員に言うこと自体考えつかない人も多いのではないか…。

以上のことから、検討テーマを、以下の2つとし、5つのポイント(+α)中心に書いてみたい。

「(市民の議会とするための)市民と議会の関わり」

「(市民の議会とするための)市民と議員の関わり」

【染谷委員からの発表】

- ・ まず、議会基本条例の検証から始めた。議会運営についてほぼ網羅されており、理念的な条例では重複してしまう。そのため、自治基本条例では、例えば数字を示すような、より具体的な仕組みをつくる必要があるのではないか。
- ・ 市長による議会の解散権を規定するのは難しいかもしれないが、たたき台として書いてみた。
- ・ 議会基本条例への優位性と整合性をどう考えるのが課題である。
- ・ 具体的には、ブリーフィング制度と市長権限の強化を提案している。

【意見】

- ・ 自治基本条例に「最高規範」と規定したとしても、条例は並列の関係であり、法的には最高規範性は担保されるものではない。
- ・ 一般的には、「後発の条例は、先発の条例に優先する」という法学的な常識がある。また、「理念条例は、個別条例に優先する」という考え方もある。議会規定について、議会基本条例よりも具体的に規定するとなると、その部分については理念条例とは言えず、上下関係をどう整理するのが課題となる。
- ・ さいたま市議会基本条例は「市議会における最高法規」として掲げられており、他の条例ではコントロールされないという、議会からの意思表示とも読み取れる。
- ・ 議会基本条例が自治基本条例よりも早く制定された自治体の事例は少ないが、両条例とも最高規範として位置付けている例もある。
- ・ 議会規定について、議会で否決される可能性を残して市民の思いを規定するのか、議会による修正もよしとするのか、方向を定める必要がある。

3. 検討シート(たたき台)の発表・検討 《行政テーマ》

(1)市長の役割・責務

《たたき台》

【キーワード】

- ・ 市長の権限、誇り、報告義務、市長との対話、相談、提案、市民の意見を踏まえた意思決定、市民による市長の評価)

【条例案骨子】

- ・ 市長は、市の代表として誇りを持ちつつも、市民の意思を積極的に取り入れ、権限を行使す

る。

【考え方・解説】

- ・ 市長は直接選挙によって選ばれた市の代表であり、選挙が市長に対する評価の一つと考えられる。

【歌川委員・渡邊委員からの発表】

- ・ これまでのグループ検討で出された意見を素材に、キーワードを抽出して検討した。
- ・ 柔軟な新しい考えがあっても、条文にすると淡泊になってしまうので、工夫が必要と感じた。
- ・ 現在行われている市長への提案の仕組みはおおむね評価できる。

(2)市職員の役割・責務(人づくり)

《たたき台》

【キーワード】

- ・ 優秀な職員、職員の意識改革と育成、市民による職員評価

【条例案骨子】

- ・ 職員は、幅広い知識と教養、経験を有する、市民自治に欠かせない存在である。
- ・ 職員は市・区・コミュニティに対する横断的なコーディネート能力の向上を念頭に職務に当たる。

【考え方・解説】

- ・ 市職員は、「公務員」として、感覚的な批判に晒されることもある。ここでは、試験で選ばれた「一公務員」ではなく、市民自治のメンバーとして再定義する。
- ・ 「人づくり」の観点から、縦割りのシステムを意識の面から変革するために、部署の専門的な知識のみならず、「コーディネート」を念頭に置いて欲しい。

【ヒアリング先】

- ・ 市長、教育長、人事に関わる課、新しい公共ワーキングメンバー

【歌川委員・渡邊委員からの発表】

- ・ 市職員は市政運営にとって重要なので、あえて、市職員の存在、意義について示した。

(3)行政運営の基本原則

《たたき台》

【キーワード】

- ・ 縦割り行政の弊害、ワンストップサービス、市民との対等な関係

【条例案骨子】

- ・ 市民と対等な関係に立つことを常に意識し、以下を行う。
 - 市民の審議会等への参加を推進する。
 - 市民の意思を市政に反映することに努める。
 - 協働の核となる人材の育成や発掘に努める。

【考え方・解説】

- ・ 審議会等への市民の参加は不十分である。事前の申し合わせ等の手続きを簡略化することも含め、オープンにすることが肝要である。
- ・ 市民の提案が政策に結実するまでには至りにくい。
- ・ 「人づくり」の観点から、NPO・ボランティアなど、協働の核となる人材を十分に活用する。

【ヒアリング先】

- ・ 企画調整課、コミュニティ課、行政透明推進課

【歌川委員・渡邊委員からの発表】

- ・ 市民の参加の促進、市民の意思の反映、人材育成・発掘の3つを挙げた。

(4)情報提供

《たたき台》

【キーワード】

- ・ 情報提供の方法、検討段階からの提供、個人情報と情報公開、行政情報を横断的に管理する仕組み

【条例案骨子】

- ・ 情報提供は、区役所でのワンストップサービス等、市民に身近な形態を採る。
- ・ 情報提供は、迅速に行う。

【考え方・解説】

- ・ 書類などが必要な際に、本庁に出向く場合が多い。
- ・ 案件の決定後に情報公開がなされても遅い。

【ヒアリング先】

- ・ 企画調整課、コミュニティ課、行政透明推進課

【歌川委員・渡邊委員からの発表】

- ・ ワンストップサービスと迅速な情報提供を挙げた。

(6)区政のあり方

《たたき台》

【キーワード】

- ・ 市民の問題提起を総合的に受けとめる窓口、自治会、公民館の役割、区民会議の権限

【条例案骨子】

- ・ 区長は、入職20年以内とする。
- ・ 区役所は、市民の問題提起を総合的に受けとめる窓口として機能する。
- ・ 区役所は自治会・公民館等既存の地縁団体・組織、NPO・ボランティア等の志縁団体・組織、学校等と積極的な協働を図る。
- ・ 区民会議は、一般住民を中心とする市民の意向を十分に汲み、提案する。

【考え方・解説】

- ・ 区長は本庁から派遣される、という制約があるが、少なくとも、名誉職とすることは防ぎたい。
- ・ 若手職員の中には、「自らこの仕事を選んだ」という意識が高い人も多いのではないか。
- ・ いわば市のエリートに育つ登竜門的な役割として、区役所を位置づけられるとよいのではないか。
- ・ 本庁に行かずとも、あらゆる手続きや提案がなし得るようにしたい。
- ・ 区役所は、団体・組織間の調整に努め、市民にわかりやすく情報を伝えてほしい。
- ・ 現在の区民会議は、市民公募が少なく、形骸化している側面がある。現在でも提案権はあるが、その権利への意識を高め、小さな区民議会のようなイメージにしたい。

【ヒアリング先】

- ・ 区長、区政推進課

【歌川委員・渡邊委員からの発表】

- ・ 区長を若手から採用し、エリートを育てる登竜門として位置付けられないか。
- ・ 「区長は入職20年以内」は極端かもしれないが、気持ちとして書いてみた。
- ・ また、区民会議を「区民議会」のような、ある程度の権限を持つように強化するのはどうか。

(7)行財政運営

《たたき台》

①総合計画

【条例案骨子】

(総合計画の策定)

- ・ 総合計画策定にあたって、他の基本計画や今後見込まれる事態や需要に対する柔軟な検討を行う。
- ・ 策定において、意見公募を行う。
- ・ パブリックコメントや行政評価の結果を考慮する。

(総合計画の手續・公表)

- ・ 策定による目標・効果等を公表する。
- ・ 策定において、その内容を公表・説明し住民の理解を得る努力をする。

(総合計画の評価)

- ・ 総合計画の進行状況の評価を行う。
- ・ 総合計画の評価によって、市の方針を改めるなど適切な対応を行う。

【考え方・解説】

＜行政（執行機関）＞

- ・ 総合計画に関する情報公開・評価の現在の状況が分かりにくい。
(会議室での公開公聴、情報公開窓口まで行って確認。)
- ・ 総合計画に対して市民（住民）の理解を得る姿勢が分かりにくい。
(市報に載っている程度しか分からない。HP上での公開度が低い。)

＜市民（住民）＞

- ・ 総合計画に対する理解・認識が低い。

《たたき台》

②財政運営

【条例案骨子】

(財政運営)

- ・ 市長は、市の財政運営に対して責務を負うとともに、その健全な運営を図る。
- ・ 市長は、財政運営について、適宜その情報を公開するとともに、情報を求められた場合には迅速に対応する。
- ・ 市長は、財政運営について、住民の理解を得る。
- ・ 財政運営に関し、税収の確保と将来を見据えた運営を図る。
- ・ 行政仕分けの結果を財政運営に反映する。

(財政管理)

- ・ 市長は、市の財政について適切な管理を行うとともに、市の財産について効率的な運用を行う。
- ・ 市長は、市の財産について情報を求められた場合には迅速に対応する。

【考え方・解説】

＜行政（執行機関）＞

- ・ 財政運営・財政管理についての、情報公開の精度化
- ・ 平成22年度に行われた行政仕分けを財政に反映する制度化

《たたき台》

③応答義務

【条例案骨子】

(意見等への対応)

- ・ 「パブリックコメント」・「アンケート」・「市長への提案」など市や市政に対する意見については、それを参考として市政に反映させる。
- ・ 個別に意見を求められた場合には、関係部署と調整の上、回答する。
- ・ 苦情があった場合、速やかに回答する。

(意見等への所管部署)

- ・ 意見等は広聴課に集約する。
- ・ 意見等は、広聴課が対応する。

【考え方・解説】

<行政（執行機関）>

- ・ 意見等の所管部署の集約と、対応の一括化
- ・ 意見等の市政への反映の義務化

《たたき台》

④行政手続

【条例案骨子】

(行政手続)

- ・ 処分、行政指導及び届出に関する手続に関して公正の確保及び透明性を図る。
- ・ 市民に対し、内容と過程を明らかにする。

《たたき台》

⑤監査

【条例案骨子】

(監査)

- ・ 監査計画を公表する。
- ・ 監査委員は適正な監査を行う。
- ・ 監査結果を公表する。
- ・ 監査結果に対して、意見を求める。

《たたき台》

⑥政策法務

【条例案骨子】

(政策法務の推進)

- ・ 市は、よりよいまちづくりや市政の向上のため、適切な法令の解釈及び運用を行う。
- ・ 市は、条例・規則等の制定・改廃を適切に行う。
- ・ 市は、政策法務能力の向上に努める。

【考え方・解説】

<市（執行機関）>

- ・ 政令指定都市として、ふさわしい政策法務を行う。

【備考】

- ・ 「政策法務」とまとめてしまうと、わかりにくい可能性がある。分かりやすい説明を盛り込む。

《たたき台》

⑦組織・人事

【条例案骨子】

(組織)

- ・ 市は、市政の運用をより効率化するため、適正な組織の編制を行う。
- ・ 市は、組織間の連携・連絡に齟齬のない組織を構築する。

(人事)

- ・ 市は、市政の発展のため、人材の育成を積極的に行う。

【備考】

- ・ 区についての意見を入れることが出来るとよい。
- ・ 人事に関して、人事課の情報公開について盛り込めるか。

【遠藤委員からの発表】

- ・ 他自治体の事例、市のHP、タウンミーティングでの意見などを参考に案を作成した。
- ・ また、さいたま市のHPから現在の行財政運営の状況を得ようとしたが、各制度の実態など、情報不足の面がある。

4. 次回以降の進め方

- ・ 次回10月4日（月）：各テーマの担当者は、本日の議論を踏まえて検討シート（たたき台）の修正を行い、その資料をもとに議論を続ける。
- ・ 資料提出は、10月1日（金）正午までに事務局へ。
- ・ 10月4日（月）の後は、12日（火）、20日（水）、25日（月）を予定。
- ・ 10月20日（水）に産業関連の団体との意見交換を行えるよう調整。

《第15集会室へ移動》

市民部会との情報交換

○福島委員長

- ・ 両部会の進捗状況、進め方について情報交換を行う。市民部会からお願いします。

○中津原部会長(市民部会)

- ・ 市民部会では、11月上旬まで6回程度、市民や市民団体との意見交換を行い、課題を抽出する。また、意見交換の間に部会での議論も行う。
- ・ これまでに2回の意見交換を行った。まず広報チラシを使って自治基本条例の前提条件について説明し、団体の活動内容や課題を聞き、意見交換を行い、有効な意見を聞くことができています。
- ・ 今後の意見交換の持ち方については、もっとぎっくばらんに話せる雰囲気作りが必要だと考えている。
- ・ 次回は10月13日（水）に市民活動推進委員会の現在の委員、及び市民活動推進条例の提言書策定に関わった委員との意見交換を予定している。市民活動推進条例に盛り込めなかった点等についても意見をお聞きしたい。
- ・ その他、区民会議、自治会、地区社協、産業関連団体などとの意見交換も行いたい。

○福島委員長

- ・ これまでの2回の意見交換での課題や論点があればお聞かせいただきたい。

○中津原部会長

- ・ 多々あるが、現在整理中である。議事録については、団体の発言者にも確認をいただいた上で公表する。

○歌川副部会長(議会・行政部会)

- ・ 議会・行政部会では、意見交換の主な相手となる議会、行政と私たち市民との間に、知識の差があると想定したため、部会として条例骨子のある程度議論してから意見交換を行うこととしている。なお、便宜上、12月13日までに部会の案をまとめることとした。
- ・ まず、この部会で意見交換したい相手の候補について各自で案を持ち寄った結果、議員、市長、行政各課が主な相手として挙げられた。その他、自治会等の市民団体は、市民部会と合同で参加できればと考えている。
- ・ 次に、条例に盛り込みたい内容について、各自分担を決め、本日、たたき台を持ち寄って議論を始めた。議会基本条例との関係、最高規範性をどう考えるかが大きな課題であることが分かった。これは、この条例を理念条例にするのか、具体的な条例にするのかという構成にも関わってくる。

- ・ また、条例の「分かりやすさ」についても議論になった。文章が短く条文数が少なければ分かりやすいのか、あるいは具体的な生活に関わる権利義務の方が分かりやすいのか、といった議論があった。
- ・ 全体的に、たたき台を作成するにあたって、柔軟な考え方で新しい仕組みを考えても、条文にどう表現するのが課題だと分かった。また、他の自治体の自治基本条例を参照するのか、しないのか、「ですます調」にするのか「である調」にするのか、などの重要な論点が挙げられた。
- ・ 10月20日（水）には、産業関連団体の方と意見交換を行う方向で調整していく。

○福島委員長

- ・ それぞれ質問があればお願いします。

○小林委員

- ・ 議会、議員との意見交換の予定はどのようになっているか？

○染谷部会長(議会・行政部会)

- ・ 議会会期中を避けて、事務局を通じて調整中である。

○中津原部会長

- ・ 行政各課との意見交換とは、どのように行うのか。「課」の職員としての参加では、公式的な発言にとどまってしまうのではないかと。自主的に参加したいという職員と意見交換を行う場があってもいいのではないかと。

○染谷部会長

- ・ 有志職員による「新しい公共ワーキングチーム」というものがあるようで、各課との意見交換のほかに、その職員との意見交換も考えている。

○中津原部会長

- ・ ぜひお願いしたい。議会についても、各党派から何名ずつ、という形ではなく、例えば議会改革推進特別委員会に声をかけて、自主的な参加意識のある方との意見交換をしたい。

○事務局

- ・ 市長との意見交換を11月22日（月）に予定している。
- ・ 議会は、現在会期中につき、来月に入ってから調整する。

○内田委員

- ・ 「協働」「参加」「情報共有」とは何か、ということをもっと訴えかける必要がある。自治基本条例の必要になる背景として、少子高齢化と財源不足があり、いまこそ市民の力が求められている。「自治基本条例とは何か、よく分からない」という意見が多くある。その必要性をもっと市民に伝える必要がある。

○中津原部会長

- ・ 次回の意見交換のテーマがまさに「参加」や「協働」にあたる。また、市民部会では、意見交換に先立ち、10月1日（金）に勉強会を行う予定にしている。勉強会の開催概要については、事務局から全委員に情報提供してほしい。

その他

○遠藤副委員長

- ・ 広報チラシ第1号が完成し、みなさんのお手元に10部ずつ配布した。周辺への配布と意見の募集にご協力をお願いします。

閉会